

令和7年

第4回定例市議会

条例議案等参考

阿久根市

議案番号	件名	ページ
50	阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

議案第50号参考 阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について関係新旧対照表

○ 阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)																								
第4条 (略)	第4条 (略)																								
2~3 (略)	2~3 (略)																								
4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。	(新設)																								
5 (略)	4 (略)																								
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">機関</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1~5 (略)</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>6 市長</u></td><td style="padding: 2px;"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>7 (略)</u></td><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>8 (略)</u></td><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>9 教育委員会</u></td><td style="padding: 2px;"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1~5 (略)		<u>6 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>7 (略)</u>	(略)	<u>8 (略)</u>	(略)	<u>9 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">機関</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1~5 (略)</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(新設)</td><td style="padding: 2px;">(新設)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>6 (略)</u></td><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>7 (略)</u></td><td style="padding: 2px;">(略)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(新設)</td><td style="padding: 2px;">(新設)</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1~5 (略)		(新設)	(新設)	<u>6 (略)</u>	(略)	<u>7 (略)</u>	(略)	(新設)	(新設)
機関	事務																								
1~5 (略)																									
<u>6 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																								
<u>7 (略)</u>	(略)																								
<u>8 (略)</u>	(略)																								
<u>9 教育委員会</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>																								
機関	事務																								
1~5 (略)																									
(新設)	(新設)																								
<u>6 (略)</u>	(略)																								
<u>7 (略)</u>	(略)																								
(新設)	(新設)																								

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	阿久根市子ども医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	阿久根市子ども医療費の給付に関する条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(略)</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

5 市長	阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの			5 市長	阿久根市重度心身障がい者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>				<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	

別表第3 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1～2 (略)			
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1～2 (略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

